

令和8年第2回平群町議会

定例会会議録（第5号）

招 集 年 月 日	令和8年3月24日		
招 集 の 場 所	平群町議会議場		
開 会 （ 開 議 ）	3月24日午後2時0分宣告（第5日）		
出 席 議 員	1 番 関 順 子	2 番 須 藤 啓 二	
	3 番 岩 崎 真 滋	4 番 長 良 俊 一	
	5 番 山 本 隆 史	6 番 稲 月 敏 子	
	7 番 植 田 い ず み	8 番 山 口 昌 亮	
	9 番 井 戸 太 郎	1 0 番 山 田 仁 樹	
	1 1 番 森 田 勝	1 2 番 馬 本 隆 夫	
欠 席 議 員	な し		
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	西 脇 洋 貴	
	副 町 長	植 田 充 彦	
	教 育 長	上 田 薫	
	理 事	寺 口 浩 代	
	総 務 部 長	山 崎 孔 史	
	住 民 福 祉 部 長	松 本 光 弘	
	事 業 部 長	西 岡 勝 三	
	教 育 部 長	川 西 貴 通	
	会 計 管 理 者	原 益 代	
	政 策 推 進 課 長	浦 井 久 嘉	
	ま ち 未 来 推 進 課 長	岡 田 康 裕	
	総 務 防 災 課 長	福 井 伸 幸	
	税 務 課 長	勝 山 修 志	
	住 民 生 活 課 長	木 崎 広 親	
	健 康 保 険 課 長	東 川 美 和	
	福 祉 課 長	浅 井 実 千 代	
	こ だ も 支 援 課 長	西 岡 直 美	
	観 光 産 業 課 長	竹 吉 一 人	
	都 市 建 設 課 長	松 本 浩 至	
	教 育 委 員 会 総 務 課 長	酒 井 智 志	
	総 務 防 災 課 参 事	吉 田 尚 起	
	健 康 保 険 課 参 事	西 岡 亨	
	都 市 建 設 課 参 事	島 野 千 洋	

本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会議務局長 主 幹 主 任	浅 井 利 育 高 橋 恭 世 川 原 千 幸
町長提出議案の題 目	第1号に同じ	
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。	

令和 8 年 第 2 回 ( 3 月 )

平群町議会定例会議事日程 ( 第 5 号 )

令和 8 年 3 月 2 4 日 ( 火 )

午後 2 時開議

- |         |           |   |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1   |           | 諸般の報告   |
| 日程第 2   | 議案第 2 号   | 平群町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の<br>制定について (総務建設委員長報告)    |
| 日程第 3   | 議案第 1 1 号 | 令和 7 年度平群町一般会計補正予算 (第 7 号) につい<br>て (総務建設委員長報告)   |
| 日程第 4   | 議案第 7 号   | 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につ<br>いて (文教厚生委員長報告)        |
| 日程第 5   | 議案第 1 6 号 | 令和 8 年度平群町一般会計予算について<br>(予算審査特別委員長報告)             |
| 日程第 6   | 議案第 1 7 号 | 令和 8 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予<br>算について (予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 7   | 議案第 1 8 号 | 令和 8 年度平群町国民健康保険特別会計予算について<br>(予算審査特別委員長報告)       |
| 日程第 8   | 議案第 1 9 号 | 令和 8 年度平群町下水道事業会計予算について<br>(予算審査特別委員長報告)          |
| 日程第 9   | 議案第 2 0 号 | 令和 8 年度平群町農業集落排水事業特別会計予算につ<br>いて (予算審査特別委員長報告)    |
| 日程第 1 0 | 議案第 2 1 号 | 令和 8 年度平群町学校給食費特別会計予算について<br>(予算審査特別委員長報告)        |
| 日程第 1 1 | 議案第 2 2 号 | 令和 8 年度平群町介護保険特別会計予算について<br>(予算審査特別委員長報告)         |
| 日程第 1 2 | 議案第 2 3 号 | 令和 8 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算につ<br>いて (予算審査特別委員長報告)    |
| 日程第 1 3 | 議案第 2 4 号 | 令和 8 年度平群町後期高齢者医療特別会計予算につい<br>て (予算審査特別委員長報告)     |
| 日程第 1 4 | 議案第 2 5 号 | 令和 8 年度平群町用地先行取得事業特別会計予算につ<br>いて (予算審査特別委員長報告)    |
| 日程第 1 5 |           | 委員会の閉会中の継続調査の件                                    |

再 開 （午後 2 時 0 0 分）

○議 長

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は 12 名で定足数に達しておりますので、令和 8 年平群町議会第 2 回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりです。日程表に従い、議事を進めてまいります。

日程第 1 諸般の報告を行います。

3 月 23 日開催されました公共交通対策特別委員会の報告を求めます。馬本公共交通対策特別委員会委員長。

○公共交通対策特別委員長（馬本隆夫）

それでは、報告をさせていただきます。

昨日、3 月 23 日月曜日、午後 2 時より公共交通対策特別委員会を開催いたしました。

案件につきましては、一つ目としてコミュニティバス利用状況報告、本年の 1 月末現在の状況。2 点目はデマンド型乗合タクシー利用状況報告、これにつきましても本年の 1 月末現在の報告でありました。3 点目につきましては、令和 8 年度事業計画案について。4 点目については、令和 8 年度予算案について。5 点目につきましてはその他でありました。

当局より説明を頂き、協議を行いました。

以上のとおり公共交通対策特別委員会の報告とさせていただきます。

以上であります。

○議 長

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 2 議案第 2 号 平群町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

日程第 3 議案第 11 号 令和 7 年度平群町一般会計補正予算（第 7 号）について

以上 2 件を会議規則第 37 条の規定により、一括議題といたします。

本案 2 件については総務建設委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。関総務建設委員会委員長。

○総務建設委員長（関 順子）

総務建設委員会委員長報告。

去る3月6日に開催された令和8年平群町議会第2回定例会の本会議において総務建設委員会に付託を受けた議案第2号 平群町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、議案第11号 令和7年度平群町一般会計補正予算（第7号）について、以上2議案については、3月9日、当委員会を開催して審査しました。その審査結果を報告いたします。

議案第2号 平群町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

この条例は、町長等の町に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定め、円滑な業務遂行を実現するために、本条例を制定するものです。

審査の結果、議案第2号は全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

議案第11号 令和7年度平群町一般会計補正予算（第7号）について

今回の補正での主な内容は、普通交付税の追加交付、避難所環境整備事業、民間こども園等施設型給付、特定農業振興ゾーン整備事業、学校給食費会計繰出金等の予算措置であります。

その結果、歳入歳出それぞれ1億9,025万3,000円を追加し、補正後の予算総額は100億8,538万3,000円となります。

審査の結果、議案第11号は全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上が当委員会に付託を受けました議案の審査結果であります。よって、総務建設委員会委員長報告といたします。

令和8年3月24日

総務建設委員会

委員長 関 順子

○議長

ありがとうございました。

それでは、順次質疑、討論、採決を行います。

これより議案第2号 平群町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についての委員長報告に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。  
これより議案第2号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告どおり決  
することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告のとおり可決さ  
れました。

続きまして、議案第11号 令和7年度平群町一般会計補正予算（第7号）  
についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。  
これより議案第11号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告どおり  
決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして

日程第4 議案第7号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

本案については文教厚生委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。稲月文教厚生委員会委員長。

○文教厚生委員長（稲月敏子）

文教厚生委員会委員長から報告をさせていただきます。

去る3月6日に開催をされました令和8年平群町議会第2回定例会の本会議において文教厚生委員会に付託を受けた議案第7号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、3月9日、当委員会を開催して審査しました。その審査結果を御報告いたします。

議案第7号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

この条例は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行により地方税法等の一部が改正されることに伴い子ども・子育て支援金制度が創設されたこと、また、奈良県より令和8年度県内統一保険料率についての通知があったことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

討論では、子育て支援の充実は重要な政策であり、社会全体で子どもや子育て世帯を支えていく必要があると考え、異論はありません。しかし、本来、国民健康保険制度は医療給付のための保険制度であり、今回改正しようとする制度は医療とは直接関係のない子育て支援政策の財源を社会保障制度である医療保険で徴収するというものです。子育て支援は社会保障の対象ではなく、医療保険料を少子化対策に流用すること自体が疾病や老齢などの健康リスクに備えるという公的医療保険の目的から大きく逸脱しています。無関係の政策を保険料に上乗せすることは、制度の枠組みをねじ曲げて新たに負担を課すことになり、許されないものです。さらに、この方式が前例となれば、医療と無関係な政策に保険料が流用される危険があり、目的外負担が際限なく広がりかねません。子育て支援の財源を医療保険料に上乗せ徴収することは全く筋違いであり、本来あってはならないことです。

また、本町議会において国民健康保険税の負担等について議論を積み重ねてきました。自営業者や年金生活者等、比較的所得層が多く加入をする国民健康保険において、直接関係のない政策財源まで負担することは慎重であるべき

であり、社会全体の負担についての仕組みを議論していくべきと考えることから反対する旨の討論がありました。

一方、令和8年度の国民健康保険税は、子ども・子育て支援金の導入に伴う負担増と賦課限度額の引上げによって、多くの世帯で税額が増加することになります。65歳以上の医療費が全体を押し上げ、現状の保険料では医療給付を賄えないことから、加入者の負担を増やす必要は当然あります。

奈良県では、令和6年度より国保税県単位化の運営を実施することで医療費増等による財政リスクを低減し、国保運営の安定化、保険給付、医療費の適正化、事務の広域化、効率化を図るとともに、同じ所得、世帯構成であれば、県内どこに住んでも保険税水準が同じとなることはメリットであります。また、平群町の高齢化率は、この2月末時点でも39.1%で、県内でも高水準であり、県単位化によるメリットを受けています。そして、子育て支援金については、私たちの将来への先行投資的要素であると考えます。

また、国の子ども・子育て支援策の一つとして、こども誰でも通園制度は4月からスタートすることが決まっており、その財源として、税でなく、国保等の公的医療保険に上乗せして負担することを国が決めております。また、奈良県から令和8年度県内統一保険料率の通知を受けたことに伴う町条例の一部を改正するものであり、本条例改正案に反対するのであれば、子ども・子育て支援策や県単位化を否定することになることから賛成する旨の討論がありました。

採決の結果、可否同数となり、委員長裁決により否決となりました。

以上が当委員会に付託を受けました議案の審査結果であります。よって、文教厚生委員会委員長報告といたします。

令和8年3月24日

文教厚生委員会

委員長 稲月敏子

以上です。

○議長

ありがとうございました。

それでは、順次質疑、討論、採決を行います。

これより議案第7号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。井戸議員。

○ 9 番

文教厚生委員会でも討論させていただきましたけども、本会議でまた討論させていただきます。

議案第7号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

まず、子育て支援の充実そのものについては、私は重要な政策であり、社会全体で子どもと子育て世帯を支えていく必要があると考えております。その方向性について異論はありません。しかし、国民健康保険制度は医療給付のための保険制度であり、医療に必要な費用を支えるための仕組みです。ところが、今回の制度では、医療とは直接関係のない子育て政策の財源を医療保険制度を通じて徴収することになります。

私はこれまで、国民健康保険税の負担について、一般質問などを通じて取り上げてまいりました。とりわけ、国保加入世帯の負担が非常に重いという現状を指摘したところでございます。

また、本町議会においても、医療費の動向を踏まえながら、どの程度の税率が適切なのか、基金をどのように活用するのか、住民負担をどう考えるのか、様々な議論を行ってまいりました。私自身も、国民健康保険税の負担の在り方、増税について、修正案を提出した経験があります。これらの議論は全て、医療給付と国民健康保険税の負担の関係をどう考えるのかという前提の下で行われてきたものです。

しかし、今回の制度は、その前提とは異なる目的の負担を国民健康保険税の中に組み込むものです。医療給付との関係とは別の政策財源が国保税に上乘せされることになれば、これまでの議会で積み重ねてきた議論との関係をどのように整理すればよいのか、私としては理解ができません。

また、今回の制度は国の政策によるものであり、町として大きな裁量があるわけではありません。しかしながら、実際に国民健康保険税を徴収するのは町であり、住民から見れば、町が税を引き上げたと受け止められる可能性があります。子育て支援自身は重要と考えますが、その財源の在り方については、より広く社会全体で負担する仕組みの中で議論されるものではないかと考えます。

以上の理由から、本議案には賛成することはできず、反対するものであります。

これで私の反対討論を終わります。

○議 長

ほか、ございませんか。山本議員。

○5 番

議案第7号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。

この議案は、子ども・子育て支援法が改正され、子ども・子育て支援金制度が創設されたことによる改正案であります。令和8年度の国民健康保険税は、子ども・子育て支援金の導入に伴う負担増と賦課限度額の引上げによって、多くの世帯で税額が増加することになります。また、65歳以上の医療費が全体を押し上げ、現状の保険料では保険給付を賄えないことから、加入者の負担を増やす必要があります。

奈良県では、令和6年度より国保税県単位化の運営を実施することで医療費増等による財政リスクを低減して、国保運営の安定化、保険給付、医療費の適正化、事務の広域化・効率化を図るとともに、同じ所得、世帯構成であれば、県内どこに住んでも保険税水準が同じなどのメリットがあります。平群町の高齢化率は2月末時点で31.9%と、県内でも高水準であり、県単位化のメリットを受けていること、そして、子育て支援金は私たちの将来への先行投資的要素でもあることから、本議案については賛成といたします。

○議 長

ほか、ございませんか。山口議員。

○8 番

基本的に反対する理由は、先ほど井戸議員からありましたとおり、基本的に国保税、医療保険料で子育て支援をすること自体が基本的に間違っていると。委員会の討論でも言いましたが、じゃあ軍事費だって防衛費だって医療保険から出せるのかと。本来そんなこと考えないでしょう、普通。今回の場合、じゃあなぜ1兆3,000億円の金が必要で、国、自治体以外が1兆円の負担をすると、まあ2年後ですけれども、今回は6,000億円ですが、そういうのを保険料で持ってくる。

基本的に、医療保険料というのは頭打ちがあるんですよ、国保なんか特にそうすけれども、だから限度額が決まってる。1億円もらってる人だって、最高で110万円か120万円でしょう。だから、1,000万円ぐらいでもうそこまでいくわけですよ。でも、1億10万円もらってる収入がある人だって一緒だけという、その中で、所得割の率が出るわけですから、当然1億円の人には1,000万円の人と一緒にぐらいしか国保税を払わない。そういうところで

ね、国全体を支える、子育て支援の財源を持つてくるということ自体が間違っているんです。

県単位化の話が出ましたけれども、県単位化のことを今回問題にはしていません。奈良と大阪の場合は県単位化と同時に保険料を統一してますから、県のほうが決めて、奈良県がそれに従わざるを得ない、その状況はもちろん分かっています。ただ、今回のことでね、法律で決まっていますから、地方自治体が幾ら反対したって、住民から取るか地方自治体が払うかだけの話で、結局負担は平群町全体での負担になりますから、基本的にはそんなに変わらないと。管理者だけでなく住民全体ということになりますから。そうすると、今度住民全体になると、国保加入者以外は二重に払わなあかんということになるんですけれどもね。後期高齢者や被用者保険に入ってる方はもう自動的にというか、給料から天引きされたりしますから、そういうことも含めてね、私が一番言いたいのは、こういう理不尽な法律を決めて、それを地方自治体に押しつけてくる。それに対して、もちろん今の制度の中で地方自治体がそれは嫌だと言ったってどうにもならないわけですが、ただ、意見としてね、国に対して、一番いいのは町長あたりが県を通じて、直接でもいいですけども、やっぱりおかしいんだということを地方から意見を上げていくということが一番大事なんです。そのためにも、私は今度の委員会ではありましたが、平群町で委員会否決したことはね、私は非常にこれは重要なことだというふうに思っています。そういうことも含めて、この議案に対しては反対をいたします。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。森田議員。

○11番

議案第7号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。

子ども・子育て支援法の一部が改正になり、全ての子どもが健やかに成長できる環境を社会全体で支える、そして、安心して出産、育児ができる社会を実現するということが、その財源として、税でなく、公的医療保険の国保税と後期高齢者医療保険に上乗せして負担することが既に法律で決まっております。町議会でも制度設計などの子育て支援策の議論を行ってまいりました。システム改修を既に終わっており、国保税上乗せに異論を唱えるのは、私は筋違いだと思います。今までの議論は何だったのか、町の瑕疵は全く認められないのではないのでしょうか。

また、奈良県では2024年度から県単位化を実施しており、町内の全ての

市町村で、同じ所得、世帯構成であれば同じ保険料水準になる県内保険料統一を行って、平群町は、奈良県から1月30日付で令和8年度県内統一保険料の通知を受けており、それによると平群町の上乗せ分は約1,000万円であり、1,000万円を国保加入者で負担することは大きいと思いますが、法律で決まっており、これに伴う条例改正をするのであれば、この条例に反対することは子ども・子育て支援法や県単位化を否定することであることから、議案第7号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について賛成いたします。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第7号について採決を行います。

本案に対する委員長報告は否決であります。したがって、原案について採決いたします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手多数であります。よって、議案第7号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

2時40分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 2時26分)

再 開 (午後 2時40分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

- |        |          |                                 |
|--------|----------|---------------------------------|
| 日程第 5  | 議案第 16 号 | 令和 8 年度平群町一般会計予算について            |
| 日程第 6  | 議案第 17 号 | 令和 8 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について |
| 日程第 7  | 議案第 18 号 | 令和 8 年度平群町国民健康保険特別会計予算について      |
| 日程第 8  | 議案第 19 号 | 令和 8 年度平群町下水道事業会計予算について         |
| 日程第 9  | 議案第 20 号 | 令和 8 年度平群町農業集落排水事業特別会計予算について    |
| 日程第 10 | 議案第 21 号 | 令和 8 年度平群町学校給食費特別会計予算について       |
| 日程第 11 | 議案第 22 号 | 令和 8 年度平群町介護保険特別会計予算について        |
| 日程第 12 | 議案第 23 号 | 令和 8 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算について    |
| 日程第 13 | 議案第 24 号 | 令和 8 年度平群町後期高齢者医療特別会計予算について     |
| 日程第 14 | 議案第 25 号 | 令和 8 年度平群町用地先行取得事業特別会計予算について    |

以上 10 件は、会議規則第 37 条の規定により一括議題といたします。

本案 10 件については予算審査特別委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。植田予算審査特別委員会委員長。

○予算審査特別委員長（植田いずみ）

委員長報告に入る前にですね、今回の予算審査特別委員会の各特別会計、また下水道事業会計の審査に当たっては、私は欠席をいたしました。委員会条例第 11 条第 1 項により、井戸副委員長に職務代理を行っていただきました。審査の内容については副委員長より報告を受けておりますので、よって、今回の予算審査特別委員会の報告は私のほうからさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

予算審査特別委員会委員長報告。

去る 3 月 6 日、平群町議会第 2 回定例会の本会議において付託を受けた令和 8 年度平群町一般会計予算及び各特別会計予算並びに下水道事業会計予算の議案 10 件について、本委員会での審査結果を報告いたします。

予算審査については、3 月 11 日に一般会計の審査を行い、3 月 12 日に各特別会計、下水道事業会計の審査を行いました。

議案第 16 号 令和 8 年度平群町一般会計予算について

予算額は84億7,000万円で、前年度と比較して2億6,000万円の増額となっています。本案の審議は、まず歳出全般について行った後、各款ごとに行い、次に、歳入全般を行いました。

討論では、小中学校とこども園の給食無償化、空き家改修支援事業が予算化され、高校生までの子どもの医療費無料化、結婚新生活支援交付金事業の継続などと合わせて、不十分ではあるが、子育て支援、移住・定住施策が前進していることは一定の評価をする。しかし、固定資産税の超過税率を19年にもわたり続けていること、減量効果も出せていない家庭ごみの有料化など、住民負担増は継続しながら、存続を求める声が多いウォーターパークは放置をされ、加齢性難聴者への補聴器購入費の助成は拒否。また、48ヘクタールもの山林を丸裸にしたメガソーラー開発では、下流域の安全確保に消極的である。

一定評価すべき施策があることは重々承知の上で、「皆さまとともに輝くへぐりの未来を創る」とのスローガンとは裏腹な長年にわたる固定資産税の超過税率による住民負担を段階的にでも解消する姿勢が見られないことから、一般会計予算案には反対する旨の討論がありました。

一方、本町の財政状況については、将来負担比率は依然として全国ワースト30位に該当しており、引き続き厳しい状況であるが、財政指標の一定の改善に伴い、奈良県から5年連続で発令されていた財政重症警報から脱却することとなった。今後は、安定した財政基盤構築のため、平群町財政危機改善計画に基づき、財政基盤の健全化を成し遂げることに努力が必要である。また、人事院勧告に伴う人件費や福祉関係の扶助費などの増加や一般廃棄物の委託化、防災拠点となる新庁舎建設に向けた計画的な基金の積立て、クラウド型被災者支援システムの構築や中学校校舎の長寿命化改修工事の修正設計及び各小中学校体育館の改修工事、小中学校及び町内こども園の給食費無償化等の予算措置。また、子育て世代の移住・定住促進の空き家改修補助事業の創設、コミュニティバスやデマンド型乗合タクシーの運営など、「皆さまとともに輝くへぐりの未来を創る」を基調とした予算編成となっていることから、一般会計予算案に賛成する旨の討論がありました。

採決の結果、賛成多数により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第17号 令和8年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

予算額は629万4,000円で、前年度と同額となっています。

討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて

議案第18号 令和8年度平群町国民健康保険特別会計予算について

予算額は21億4,000万円で、前年度と比較して1億1,500万円の減額となっています。

討論では、2024年度通常国会で子ども・子育て支援法改正が成立し、子ども・子育て支援納付金を新たに税収として計上することとなった。これは、医療と無関係の子育て支援の財源を医療保険から賄うもので、制度の枠組みをねじ曲げることであり、あってはならないことである。この子ども・子育て支援納付金が計上されていることから、本予算案には反対する旨の討論がありました。

一方、奈良県では、2024年度から国民健康保険事業の県単位化を実施しており、県内の全ての市町村で、同じ所得、世帯構成であれば同じ保険料水準となる。また、子ども・子育て支援法の改正に伴い、子ども・子育て事業の財源として、税ではなく、国民健康保険税等の公的医療保険に上乗せして負担することを法律で決めている。そのことによって、平群町の上乗せ分は約1,000万円となる。この金額を国保加入者で負担することは大きいですが、法治国家の日本において、平群町は法律を遵守する必要がある、県単位化に応じる責任もあることから、本予算案に賛成する旨の討論がありました。

採決の結果、賛成多数により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第19号 令和8年度平群町下水道事業会計予算について

収益的収支の事業収益は4億4,444万9,000円、事業費用は3億8,336万6,000円、資本的収支の収入は1億7,295万3,000円、支出は2億7,262万5,000円となっています。

討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第20号 令和8年度平群町農業集落排水事業特別会計予算について

予算額は2,626万円で、前年度と比較して888万9,000円の減額となっています。

討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第21号 令和8年度平群町学校給食費特別会計予算について

予算額は7,869万4,000円で、前年度と比較して1,101万4,000円の増額となっています。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと

決定いたしました。

続いて

議案第22号 令和8年度平群町介護保険特別会計予算について

予算額は24億2,113万9,000円で、前年度と比較して7,308万1,000円の増額となっています。

討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第23号 令和8年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算について

予算額は42万9,000円で、前年度と比較して2万7,000円の減額となっています。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第24号 令和8年度平群町後期高齢者医療特別会計予算について

予算額は6億6,679万7,000円で、前年度と比較して3,945万3,000円の増額となっています。

討論では、本予算案は国保会計と同様に、75歳以上の高齢者の保険料に子ども・子育て支援納付金が含まれている。子どもの支援は本来、所得税や国本の会計でやるべきことであり、医療保険で賄うというのは全く筋違いであることから、本予算案には反対する旨の討論がありました。

一方、子ども・子育て支援法が改正になり、その財源として、税ではなく、後期高齢者医療保険料等の公的医療保険に上乗せして負担することが法律で決まっている。奈良県では、後期高齢者医療保険の運用は奈良県後期高齢者医療広域連合が担っており、平群町では、広域連合が示した上乗せ料金1,285万円を加入者で負担する必要がある。平群町の後期高齢者医療保険の加入者でこの金額を負担することは大きいですが、既に国会で法律が決まっているため、平群町としては法律を遵守する必要がある。また、当会計の運営者である奈良県後期高齢者医療広域連合の求めに応じる必要があることから、本予算案に賛成する旨の討論がありました。

採決の結果、賛成多数により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第25号 令和8年度平群町用地先行取得事業特別会計予算について

予算額は1,331万7,000円で、前年度と比較して2万7,000円の減額となっています。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託を受けました議案の審査結果であります。よって、予算審査特別委員会委員長報告といたします。

令和8年3月24日  
予算審査特別委員会  
委員長 植田 いずみ

○議長

ありがとうございました。

それでは、順次質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第16号 令和8年度平群町一般会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。山口議員。

○8番

新年度の一般会計予算案には反対をいたします。

予算審査特別委員会でも言いましたけれども、地方自治体の本旨は住民福祉であり、予算の多くは住民福祉に使われると、このことについてはよく分かっているつもりですし、そういう立場でこの間、議員活動をしてきました。今度の予算総額84億7,000万円の大半もそのようになっています。また、住民要望が強かった、新年度の予算ではですね、小中学校とこども園の給食無償化、また、多くの皆さんが要望していた空き家改修支援事業が新たな事業として予算化されています。これまでの医療費、高校生まで無償化、また、結婚新生活支援交付金事業など、この間、少しずつではありますけれども、定住促進も併せて進んでいるということに対しては一定の評価をしています。

一方、町財政が厳しいということを経由にですね、19年目になりますけれども、固定資産税の超過税率を取り続けていると。このことについては、町長に再三にわたってですね、少しずつでも減額していく、今、1.58を1.57、1.56と少しずつでも減らしていく、そういう姿勢が大事だというふうにずっと申し上げてきました。しかし、これについてはですね、当初は当面と言いながら、当面が今19年ですから、もう当面とは当然言えないわけですが、これについて全く、少しでもそこそこを考えるとという姿勢がないことに、私は非常に不信感を持っています。

このことや、またですね、減量効果、有料化した当初はごみの減量化、少しは進みましたけれども、その後一旦止まる。また今、人口が減ってきて、同時にですね、意識がちょっと高まってきたのか分かりませんが、最近はちょっと減ってきていますけれども、なかなか近隣町のようなですね、特に斑鳩町のような減り方をしていないと。

今後、生駒市に可燃ごみを委託するということになれば、減らせば減らすだけ町財政に貢献するわけですから、当然そのことに真剣に取り組む必要があるわけですが、いまだに剪定枝とかそういうものの堆肥化というのには非常に消極的です。委員会でも言いましたように、そういうことも含めてですね、今の町のこの予算についてはですね、もっと積極的に住民福祉の増進、また同時に財政にも貢献する、そういうごみの減量化とかですね、そういうところでもっともっと真剣な取組が求められるというふうに思っています。そういう立場から、あとメガソーラーの問題もありますし、ウォーターパークの問題もありますが、そういうことも含めてですね、もっとしっかりと町政予算にそのことを反映させていく、そのことが大事だということを訴えまして反対討論といたします。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。関議員。

○1番

令和8年度一般会計予算に賛成の立場で討論をさせていただきます。

本町の財政状況につきましては、将来負担比率は依然として全国ワースト30位に該当しており、引き続き厳しい状況ではありますが、財政指標の一定の改善に伴い、奈良県から5年連続で発令されていた財政の重症警報から脱却することとなり、一定の評価をいたします。

予算編成におきましても、人事院勧告に伴う人件費や福祉関係の扶助費などが増額傾向にありましたが、令和8年度はそれらに加え、新しく一般廃棄物処理の委託化など、事業費全体でも昨年度を大きく上回る総額84億7,000万円の予算編成となり、財政調整基金も約2億4,000万円を切り崩してようやく収支が均衡するという苦しい予算編成を強いられています。

大変、こういう厳しい財政状況ではありますが、西脇町長を先頭に職員の皆さんが一丸となり、町の将来を見据えた多くの新事業、また諸施策の推進に当たられるとのこと、財政の健全性を確保しながら予算執行に努めていかれるという強い決意をおっしゃっておられましたので、私は賛成討論といたします。

以上でございます。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第16号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手多数です。よって、議案第16号 令和8年度平群町一般会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第17号 令和8年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第17号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第17号 令和8年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第18号 令和8年度平群町国民健康保険特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。山口議員。

○8 番

国民健康保険、新年度の特別会計予算に対しては反対をいたします。

国保税条例の改正案のところで述べたのが全てなんですけれども、国保税の予算についてもですね、その子ども・子育て支援納付金が計上されているということで、これについては、もちろん国の法律があってですね、町としては踏襲せざるを得ない、そのことは重々承知してます、先ほども言いましたように。そうであってもですね、このような、子育て支援に全く関係ないところから財源を持ってくるという、これに対しては全く理解できない。

先ほどですね、子ども・子育て支援法で決まってるというふうにおっしゃいましたが、あれはあくまでも改正法です。既にそれまでも子ども・子育て支援法はあって、その中で、今度新たにそれを充実させるために財源をどうするかということで持ってきたのが今回の1兆3,000億円。特に、公的な支援以外では1兆円をですね、国民と、それから事業者に払わせるというようなことでできてるわけですから、そこに問題があるということです。

財源の問題についてはですね、本来、医療保険から取るのではなくて、国のほうは防衛費なんて5兆円から8兆円に上げるのに、簡単に借金して上げるわけじゃないですか。1兆円の財源が出ないわけがない。それをなぜ、一番大変な思いで保険料を払っている後期高齢者や国保加入者のところから取るのかと、このことを考えてもですね、あまりにも制度をねじ曲げると同時にですね、所得の少ないところから取るというようなあべこべのことをやっている、これに対して抗議するのは当然だと思うんですね。

その抗議の意味も込めて、国保や後期高齢者は一定地方で議論されて、そのことが加入者にも声が届きますけれども、例えば、協会けんぽや、また、皆さんが入っている共済の健保のほうではですね、一切そういうそれぞれの思いや

議論はされずにですね、国会で決まったとおり、そのまま給料から天引きされるわけじゃないですか。このような理不尽なことにやっぱり声を上げるというのは私は大事だというふうに思います。

そのことを述べて、この新年度の国保会計の予算案には反対をいたします。

○議長

ほか、ございませんか。森田議員。

○11番

令和8年度平群町国民健康保険特別会計予算に賛成の立場で討論いたします。

子ども・子育て支援法の一部が改正になり、全ての子どもが健やかに成長できる環境を社会全体で支え、安心して出産、育児ができる社会を実現することになっており、具体的な支援策は省略しますが、その財源として、税でなく、平群町の場合は、公的医療保険、平群町の場合は国保税と後期高齢者医療保険料に上乗せして負担することが法律で決まっております。平群町議会でも、子育て制度の設計等、子育て支援策を議論してきましたわけでありまして。また、システム改修も既に終えており、財源として、国保税の上乗せ額約1,000万円になるということに異論を唱えるのは、私は筋違いだと思います。今までの議論は何だったのかと思います。町の瑕疵は全く見当たらないわけでありまして。

また、奈良県では2024年度から県単位化を実施しており、平群町は、奈良県から1月30日付で令和8年度県内統一保険料の通知を受けており、それによって平群町の上乗せ分約1,000万円分があるわけですが、この1,000万円を国保加入者で負担することは大きいと思いますが、既に法律が決まっておることであり、法治国家の日本で、平群町は法律を遵守する責任があると思います。また、県単位化に応じる責任があることから、議案第18号 平群町国民健康保険特別会計予算に賛成いたします。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第18号について採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案については、委員長の報

告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手多数です。よって、議案第18号 令和8年度平群町国民健康保険特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第19号 令和8年度平群町下水道事業会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。  
これより議案第19号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第19号 令和8年度平群町下水道事業会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第20号 令和8年度平群町農業集落排水事業特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第20号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第20号 令和8年度平群町農業集落排水事業特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第21号 令和8年度平群町学校給食費特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第21号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第21号 令和8年度平群町学校給食費特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第22号 令和8年度平群町介護保険特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第22号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第22号 令和8年度平群町介護保険特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第23号 令和8年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第23号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第23号 令和8年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第24号 令和8年度平群町後期高齢者医療特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。山口議員。

○8 番

新年度の後期高齢者医療特別会計予算には反対をいたします。

理由は、先ほどの子ども・子育て支援納付金が後期高齢者医療にも適用され、新年度、後期高齢者については2年ごとの見直しになってですね、毎年というか、毎回引上げが行われてきた。今回は、本来の引上げと同時にですね、子ども・子育て支援納付金その上にまた乗っかるというようなことで、75歳以上の高齢者にとっては相当負担が重くなる。そういうことも含めてですね、それと、この支援金制度そのものが間違ってるということも指摘してですね、この会計には反対をいたします。

○議 長

ほかにごございませんか。森田議員。

○11番

私は、令和8年度平群町後期高齢者医療特別会計予算に賛成の立場で討論いたします。

子ども・子育て支援法の一部が改正になり、今の議会でもいろいろ議論にな

っておりますが、既に具体策を町議会でも議論してまいりましたし、その財源としてですね、先ほども何度も申し上げましたが、税でなく、公的医療保険の後期高齢者医療保険と、平群町の場合は国民健康保険税に上乗せして賦課することが既に法律で決まっております。

奈良県では、後期高齢者医療保険の運用は奈良県後期高齢者医療広域連合が担っており、広域連合が示した平群町の上乗せ分約1,280万円を平群町の加入者で負担することは大きいと思いますが、法治国家の日本で、平群町は法律を守る、法律を遵守する、しなければならない。また、当会計の運営者は奈良県後期高齢者医療広域連合の求めに応じる必要、責任があり、よって、議案第24号 平群町後期高齢者医療特別会計予算に賛成いたします。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第24号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数です。よって、議案第24号 令和8年度平群町後期高齢者医療特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第25号 令和8年度平群町用地先行取得事業特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第25号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第25号 令和8年度平群町用地先行取得事業特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして

日程第15 委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りいたしました閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された事件については全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

町長、閉会に当たりまして、御挨拶をお願いいたします。西脇町長。

○町長

令和8年第2回平群町定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

去る3月3日の開会以来、議員各位におかれましては、提出いたしました令和8年度当初予算をはじめ、各議案につきまして、慎重かつ熱心に御審議を賜り、全ての議案を原案どおり可決、承認、同意いただきましたことに心より厚

く御礼を申し上げます。

今期定例会において各議員から頂戴いたしました貴重な意見や御提言につきましては、その趣旨を十分尊重し、今後の町政運営に誠実に反映させていく所存でございます。

特に新年度予算につきましては、町民生活の安全・安心の確保、地域経済の活性化、子育て支援、また将来を見据えたまちづくりなど、平群町の未来を形づくる重要な施策を盛り込んでおります。行政といたしましては、予算の適正かつ効果的な執行に全力で取り組んでまいります。

平群町を取り巻く環境は、財政状況や人口減少、少子・高齢化や地域コミュニティなどの変化など、決して容易なものではありません。しかし、議会と行政が一体となって取り組むことで、持続可能で魅力ある平群町を築いていけると確信をしております。行政といたしましては、町民の皆様にご信頼される町政運営に努めてまいります。

議員各位におかれましても、今後とも変わらぬ御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本議会の運営に御尽力いただきました議会議員の皆様、そして、日頃より町政を支えてくださる町民の皆様に改めて深く感謝申し上げます。皆様の御健勝と御活躍を祈念いたしまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長

これをもって令和8年平群町議会第2回定例会を閉会いたします。

(ブー)

閉 会 (午後 3時21分)